

大崎第一中学校跡地利用者募集要項

1 趣旨

大崎町（以下「本町」という。）では、平成 26 年に廃校となった大崎第一中学校跡地の校舎及びグラウンド等（以下「学校跡地」という。）を有効に活用し、地域の振興発展に寄与する事業者等を幅広く募集する。

2 事業提案の諸条件

(1) 応募資格

応募者は、次のすべての要件を満たす者とし、法人、個人は問わない。

- ①会社更生法及び民事再生法による更生及び再生手続中でないこと。
- ②地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する一般競争入札への参加に適さない資格要件に該当しないこと。
- ③国税、地方税、及び本町の公共料金等について滞納がないこと。（法人及びその役員）
- ④大崎町暴力団排除条例（平成 24 年大崎町条例第 20 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(2) 対象施設

大崎第一中学校跡地等

大崎町野方 5960 番地 1 の一部, 5956 番地 3, 6029 番地 3, 6029 番地 7

※施設の概要等は別添のとおり

- ①登記等手続きに要する費用は、購入者の負担とする。
- ②賃貸借及び売買契約締結後の一切の契約不適合責任は問えないものとする。

(3) 提案内容

学校跡地は、地域における教育文化の中心としての役割を担ってきた施設であることから、地域の活性化に貢献できる事業であること。（次のいずれかに該当すれば可）

- ①学校跡地周辺地域又は本町の産業振興に資する事業
- ②学校跡地周辺地域又は本町の雇用促進に資する事業
- ③学校跡地周辺地域又は本町の福祉の向上に資する事業
- ④その他町長が認める事業

(4) 事業期間・契約方法

提案事業は、原則 10 年以上実施とするが、提案内容によっては、10 年未満でも事業を認める場合がある。

なお、契約については、貸付又は売買とする。

- ①貸付の場合 建物は無償貸付とし、土地は年額 1,866,337 円の賃貸借とする。
- ②売買の場合 建物は無償譲渡とし、土地の代金は最低売却価格である 46,658,430 円で購入とす

る。なお、一定の条件に基づき、上記金額から減額することがある。

(5) 適正な管理

利用者は、地域の環境に配慮するとともに、対象施設・敷地の雑草及び雑木等の適正な維持管理に努めること。

(6) 法令等の遵守

計画された事業の遂行及び施設の改修については、該当する関係法令（建築基準法、消防法等）や条例、本町の指導を遵守すること。なお、法的手続きに要する経費は、利用者負担とする。

(7) 地域への配慮

施設整備、事業運営等に当たっては、地域住民との交流や連携を大切にし、良好な信頼関係の形成や周辺の住環境への影響、自治会活動等に配慮すること。

なお、敷地内の記念碑等については、なるべく残すような活用方法とし、移設する場合は本町と協議を行うこと。

また、契約締結後に、提案事業について地域住民等への説明会を実施すること。開催場所及び日時については、本町と協議の上、決定すること。

(8) 災害時等の協力

災害時等において、避難所等の活用については、可能な限り協力を願う。

(9) 制限する事業

次のいずれかに該当する事業については、提案を行うことができないものとする。

- ①特定の政治活動又は宗教活動に供する事業
- ②公序良俗に反する事業
- ③学校跡地の周辺住民に係る公共の福祉を著しく害すると認められる事業
- ④その他、町長が制限することが必要であると認める事業

(10) 隣接する土地で活動中の企業との調整

当該町有地には、既存の企業が進出・稼働中であり、土地の境界については双方の活動に支障が生じないように、工作物の取り扱い等について双方で協議すること。

なお、境界にフェンス等の仕切りを設置する場合は、事前に本町に届け出ること。

3 応募について

(1) 募集要項の公表

公表場所

- ・大崎町企画政策課
- ・大崎町公式ホームページ（URL：<https://www.town.kagoshima-osaki.lg.jp>）

募集要項等の配布については、大崎町企画政策課とし、上記公式ホームページからダウンロードも可能

(2) 募集参加申請

①募集に参加する方は、次のとおり書類を提出すること。

(パンフレット等を除き、規格はA4で統一)

提出書類

- ・大崎第一中学校跡地利用応募申請書(様式1)
- ・事業提案書(様式2)
- ・申請者の概要書(様式3)
- ・暴力団排除に関する誓約書兼同意書(様式4) ※個人の場合のみ
- ・暴力団排除に関する誓約書(様式5) ※法人の場合のみ
- ・役員等名簿(入札参加事業者等確認書)兼同意書(様式6)

添付書類

- ・定款、寄付行為、規約、会則等その他これらに類する書類の写し
- ・国税(所得税及び消費税)、都道府県民税(事業税)及び市町村民税すべてにおける滞納がないことを証する書類(法人及びその役員、法人でない団体は構成員全員)
- ・法人または個人によって、それぞれ下記の添付書類が必要
法人：履歴事項全部証明書(登記簿謄本)、前年度の決算書(貸借対照表、損益計算書、附属明細書を含む。)
個人：商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書(商号登記簿謄本)、商号登記していない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書、前年度分の確定申告書(附属明細書を含む)の写し。
- ・会社・団体等の紹介パンフレット
- ・民間の調査会社等による経営状況を判断できる企業情報・信用情報の写し
(例)帝国データバンク等から取得した信用調査報告書等

新規に法人を設立する場合など、これまでに事業実績がなく、提出できない書類がある場合は、下記問合せ先に確認すること。

②提出方法

持参又は郵送とし、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法とする。

なお、FAX及び電子メールでの提出は不可とする。

③提出先

〒899-7305 鹿児島県曾於郡大崎町仮宿1029番地 大崎町役場企画政策課

④募集期間並びに受付時間

令和7年3月10日から4月9日までの土・日曜日、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで

⑤参加資格審査結果通知

募集参加申請受付後に資格審査を行い、終了後通知する。

(3) 質問の受付・回答

募集要項の内容等に関する質問と事項については、任意の様式により、募集期間内に持参、郵送又は電子メールで提出すること。

なお、問合せのあった質問と回答は、本町公式ホームページで公表することがある。

(4) 現地確認

現地の確認をしたい場合は、募集期間中に土・日曜日、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までに大崎町役場企画政策課まで連絡の上、希望の日時を伝えること。担当者が同行の上、現地の確認を行うことができる。

4 審査について

(1) 審査の方法

①審査は、事業提案書等の内容に基づき、プレゼンテーション及び書類内容に基づき評価するものとする。

なお、プレゼンテーション審査を実施する日時と場所については、後日本町が指定する。

②審査基準は別表を参照

(2) 事業者の選定

①審査の最高得点者を事業候補者として選定する。

②最高得点となる者が2者以上あるときは、審査員の合議により事業候補者を選定する。

③いずれの提案者も90点を下回る得点であった場合は、事業候補者を選定しない。

④上位の事業者候補者が辞退又は失格となった場合は、得点が高い者から順に事業候補者とする。

5 注意事項

本募集要項に基づく契約は、大崎町議会による議決が必要なため、議決を得られなかった場合は、契約を締結することはできないものとする。

問合せ先

郵便番号 899-7305

住 所 鹿児島県曾於郡大崎町仮宿 1029 番地
大崎町役場企画政策課

電話番号 099-476-1111 (内線 222・223)

F A X 099-476-3979

担 当 救仁郷・尾崎